

議案第 9 号

東郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

東郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ改正
する必要があるからである。

東郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

東郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東郷町条例
第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

別表第1の2行政職報酬表(二)を次のように改める。

別表第 1 （第 4 条関係）

2 行政職報酬表(二)

職務の級	1 級
号 給	基準額
	円
1	1 8 5 , 7 0 0
2	1 8 7 , 4 0 0
3	1 8 9 , 1 0 0
4	1 9 0 , 8 0 0
5	1 9 2 , 5 0 0
6	1 9 4 , 2 0 0
7	1 9 5 , 8 0 0
8	1 9 7 , 4 0 0
9	1 9 9 , 0 0 0
1 0	2 0 0 , 5 0 0
1 1	2 0 2 , 0 0 0
1 2	2 0 3 , 5 0 0
1 3	2 0 5 , 0 0 0
1 4	2 0 6 , 5 0 0
1 5	2 0 8 , 0 0 0
1 6	2 0 9 , 5 0 0
1 7	2 1 1 , 0 0 0
1 8	2 1 2 , 4 0 0
1 9	2 1 3 , 8 0 0
2 0	2 1 5 , 2 0 0
2 1	2 1 6 , 6 0 0
2 2	2 1 7 , 7 0 0
2 3	2 1 8 , 8 0 0
2 4	2 1 9 , 9 0 0

2 5	2 2 0 , 9 0 0
2 6	2 2 1 , 8 0 0
2 7	2 2 2 , 7 0 0
2 8	2 2 3 , 6 0 0
2 9	2 2 4 , 5 0 0
3 0	2 2 5 , 3 0 0
3 1	2 2 6 , 1 0 0
3 2	2 2 6 , 9 0 0
3 3	2 2 7 , 7 0 0
3 4	2 2 8 , 4 0 0
3 5	2 2 9 , 1 0 0
3 6	2 2 9 , 8 0 0
3 7	2 3 0 , 5 0 0
3 8	2 3 1 , 1 0 0
3 9	2 3 1 , 7 0 0
4 0	2 3 2 , 3 0 0
4 1	2 3 3 , 0 0 0
4 2	2 3 3 , 5 0 0
4 3	2 3 4 , 0 0 0
4 4	2 3 4 , 5 0 0
4 5	2 3 5 , 0 0 0
4 6	2 3 5 , 4 0 0
4 7	2 3 5 , 8 0 0
4 8	2 3 6 , 2 0 0
4 9	2 3 6 , 6 0 0
5 0	2 3 6 , 9 0 0

備考 この表は、調理員、用務員その他これらに準ずる業務に従事する職員で町長が規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間における地域手当相当額に関する経過措置)
- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間における地域手当相当額の月額、改正後の条例第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、基準額に、1 0 0 分の 8 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 町長は、前項の規則を定めるに当たっては、職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、割合の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

議案の概要

1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の一部改正に準じ、会計年度任用職員の報酬額等を改正する必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 地域手当相当額の割合を 100 分の 8 に引き上げること。（第 7 条第 2 項関係）
- (2) 報酬の基準となる額を引き上げること。（別表第 1 関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。
- (2) 地域手当相当額について経過措置を設けること。